

## 第 19 号議案

他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させること  
に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させる。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
大分市大洲総合体育館	大分市青葉町 1 番地

### 2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

大分市が負担する。

### 提案理由

大分都市広域圏を形成している大分市の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供させたく、この案を提出するものである。